

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十七号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程の一部を改正する告示  
特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程（平成十年埼玉県告示第千四百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「縦覧」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧に限る。次条及び第三条において単に「縦覧」という。）」を加える。

第二条中「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。